# 昭和八年司法省令第三十八号（手形法第八十三条及小切手法第六十九条ノ規定ニ依ル手形交換所ヲ指定スル省令） （昭和八年司法省令第三十八号）

手形法第八十三条及小切手法第六十九条ノ規定ニ依リ別表ノ手形交換所ヲ指定ス

# 附　則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

##### ○２

明治四十四年司法省令第二十四号ハ之ヲ廃止ス

# 附　則（昭和九年一〇月一三日司法省令第一六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一〇年一月二二日司法省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一〇年五月九日司法省令第二三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一一年六月二四日司法省令第一五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一二年七月三〇日司法省令第二一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一四年四月一〇日司法省令第一四号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一五年四月二三日司法省令第二二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一五年六月一五日司法省令第四二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一五年一〇月一日司法省令第六四号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一五年一〇月四日司法省令第六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一五年一一月一日司法省令第六七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年一月二二日司法省令第七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年四月三〇日司法省令第三八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年五月七日司法省令第四五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年五月三一日司法省令第六〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年六月二三日司法省令第六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年七月一八日司法省令第七三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一六年一一月二五日司法省令第九一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一七年一一月六日司法省令第七九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一八年一〇月二一日司法省令第七六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一八年一一月一日司法省令第七九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一八年一二月七日司法省令第八三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一九年一月一七日司法省令第二号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和一九年一〇月九日司法省令第五八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和二〇年六月二一日司法省令第二七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和二〇年六月二一日司法省令第二八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和二一年二月二六日司法省令第一〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 附　則（昭和二一年八月六日司法省令第六八号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

# 附　則（昭和二二年九月一六日司法省令第七一号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

# 附　則（昭和二二年一二月一五日司法省令第八六号）

この省令は昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。

# 附　則（昭和二三年一一月一八日法務庁令第八三号）

この命令は、昭和二十三年九月八日から適用する。

# 附　則（昭和二四年三月三〇日法務庁令第三五号）

この命令は、昭和二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二四年九月一七日法務府令第六三号）

この命令は、昭和二十四年九月一日から適用する。

# 附　則（昭和二四年一〇月二五日法務府令第八〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二五年三月三〇日法務府令第一七号）

この府令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二五年五月二七日法務府令第六〇号）

この府令は、昭和二十五年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和二六年三月二九日法務府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年七月二六日法務府令第一二七号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年一一月一四日法務府令第一六〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年三月二六日法務省令第一八号）

この省令は、昭和二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二八年六月一七日法務省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年八月一八日法務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年五月二〇日法務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年一月一〇日法務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年一月一七日法務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年四月一一日法務省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年五月二四日法務省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三一年七月七日法務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三二年二月一六日法務省令第五号）

この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三三年九月一一日法務省令第四九号）

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和三四年四月三〇日法務省令第二六号）

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和三五年一〇月一〇日法務省令第三五号）

この省令は、昭和三十五年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和三六年五月四日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三六年六月一日法務省令第二二号）

この省令は、昭和三十六年八月十日から施行する。

# 附　則（昭和三八年二月九日法務省令第八号）

この省令は、昭和三十八年二月十日から施行する。

# 附　則（昭和三八年三月二九日法務省令第二五号）

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年三月二八日法務省令第三八号）

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年一〇月一五日法務省令第三三号）

この省令は、昭和四十年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和四一年二月八日法務省令第四号）

この省令は、昭和四十一年二月十五日から施行する。

# 附　則（昭和四一年二月二二日法務省令第五号）

この省令は、昭和四十一年三月一日から施行する。

# 附　則（昭和四一年五月一六日法務省令第三〇号）

この省令は、昭和四十一年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和四一年六月二一日法務省令第三三号）

この省令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年三月二七日法務省令第一八号）

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月一六日法務省令第三六号）

この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年九月二日法務省令第四五号）

この省令は、昭和四十二年十月二日から施行する。

# 附　則（昭和四二年九月一二日法務省令第四八号）

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年九月一六日法務省令第四九号）

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年一月一〇日法務省令第一号）

この省令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年一月一一日法務省令第二号）

この省令は、昭和四十三年一月二十二日から施行する。

# 附　則（昭和四三年一月二二日法務省令第四号）

この省令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年三月四日法務省令第七号）

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年六月一二日法務省令第二七号）

この省令は、昭和四十三年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年一月一一日法務省令第二号）

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年三月一〇日法務省令第七号）

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年七月一七日法務省令第三四号）

この省令は、昭和四十四年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年九月一九日法務省令第四〇号）

この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年三月九日法務省令第五号）

この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年五月一八日法務省令第二九号）

この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年六月一六日法務省令第三二号）

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年九月二九日法務省令第四〇号）

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年三月二三日法務省令第一一号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年七月一三日法務省令第三八号）

この省令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年七月二八日法務省令第三九号）

この省令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年八月一四日法務省令第四〇号）

この省令は、昭和四十六年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年九月二八日法務省令第四五号）

この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年三月一六日法務省令第一二号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年三月二五日法務省令第一七号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月一三日法務省令第三九号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附　則（昭和四七年六月三〇日法務省令第四七号）

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年九月二〇日法務省令第五九号）

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年九月二一日法務省令第六〇号）

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年二月一五日法務省令第五号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年三月二二日法務省令第二四号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年三月二六日法務省令第二七号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年四月二六日法務省令第四五号）

この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年四月二七日法務省令第四七号）

この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年六月二〇日法務省令第五七号）

この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年九月二九日法務省令第六八号）

この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一一月八日法務省令第七五号）

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一一月二六日法務省令第七七号）

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四九年一月一九日法務省令第三号）

この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四九年四月二六日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年一月二九日法務省令第六号）

この省令は、昭和五十年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年三月六日法務省令第一〇号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年四月二四日法務省令第二九号）

この省令は、昭和五十年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年六月二〇日法務省令第三八号）

この省令は、昭和五十年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年九月二六日法務省令第五〇号）

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五一年三月一八日法務省令第一一号）

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五一年五月一九日法務省令第三〇号）

この省令は、昭和五十一年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和五一年九月一四日法務省令第四〇号）

この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五二年一二月一五日法務省令第六八号）

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年五月一三日法務省令第三二号）

この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年八月八日法務省令第四〇号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年九月二六日法務省令第四三号）

この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年一〇月六日法務省令第四四号）

この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年一二月一六日法務省令第五六号）

この省令は、昭和五十四年一月四日から施行する。

# 附　則（昭和五四年四月一二日法務省令第二七号）

この省令は、昭和五十四年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年九月一〇日法務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五五年二月一日法務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五五年三月一日法務省令第一八号）

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年一月一〇日法務省令第一号）

この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年七月一日法務省令第四〇号）

この省令は、昭和五十六年七月七日から施行する。

# 附　則（昭和五七年一月二六日法務省令第二号）

この省令は、昭和五十七年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和五七年四月一六日法務省令第二三号）

この省令は、昭和五十七年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和五七年五月一二日法務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五七年八月一八日法務省令第三九号）

この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和五八年五月二六日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二九日法務省令第二八号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年一〇月二五日法務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年三月一三日法務省令第九号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年九月一九日法務省令第四二号）

この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年二月二五日法務省令第六号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年三月一日法務省令第七号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二年三月一五日法務省令第九号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成七年一〇月二四日法務省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成八年三月一日法務省令第一〇号）

この省令は、平成八年四月三日から施行する。

# 附　則（平成九年二月二八日法務省令第一〇号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一〇年三月一六日法務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年四月一日法務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年九月七日法務省令第四一号）

この省令は、平成十年十月五日から施行する。

# 附　則（平成一一年三月一五日法務省令第九号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年二月二四日法務省令第六号）

この省令は、平成十二年三月六日から施行する。

# 附　則（平成一二年四月二〇日法務省令第二七号）

この省令は、平成十二年五月十七日から施行する。

# 附　則（平成一三年一月二五日法務省令第一八号）

この省令は、平成十三年二月十九日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月一八日法務省令第一六号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二五日法務省令第二〇号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月二五日法務省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年一〇月一七日法務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月一八日法務省令第一三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月二五日法務省令第一七号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一日法務省令第二六号）

この省令は、平成十五年四月七日から施行する。

# 附　則（平成一六年一月一三日法務省令第二号）

この省令は、平成十六年一月十九日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月二二日法務省令第一六号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月二六日法務省令第二〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年四月五日法務省令第三六号）

この省令は、平成十六年四月十二日から施行する。

# 附　則（平成一六年六月二一日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年七月五日法務省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年九月二七日法務省令第六五号）

この省令は、平成十六年十月四日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月一二日法務省令第七〇号）

この省令は、平成十六年十月十八日から施行する。

# 附　則（平成一六年一一月八日法務省令第七七号）

この省令は、平成十六年十一月二十二日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月八日法務省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一八年一月三〇日法務省令第七号）

この省令は、平成十八年二月六日から施行する。

# 附　則（平成一八年二月六日法務省令第一〇号）

この省令は、平成十八年二月十三日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月一三日法務省令第二〇号）

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。

# 附　則（平成一九年九月一〇日法務省令第五三号）

この省令は、平成十九年九月十八日から施行する。

# 附　則（平成一九年一二月一四日法務省令第六七号）

この省令は、平成十九年十二月十四日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一月二一日法務省令第二号）

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月八日法務省令第五号）

この省令は、平成二十年二月十五日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月一二日法務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一〇月二〇日法務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二一年七月二一日法務省令第三四号）

この省令は、平成二十一年七月二十一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一〇月一七日法務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年一一月一六日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年四月二日法務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二五年一一月一八日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年一一月一七日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月一四日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年四月一日法務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年四月二六日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二九年二月一三日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。